

第2回「北鎌倉駅裏トンネルの安全対策協議会」

平成26年3月28日(金)

14時～16時

山ノ内公会堂

次 第

- 1 開会

- 2 前回の協議会指摘事項について
 - ・協議会の規約
 - ・父母会等の参加
 - ・トンネル内の道路整備

- 3 トンネルの安全点検調査結果について

- 4 その他

平成 26 年 3 月 28 日

協議会確認事項

1 . 協議会での説明内容の協議

協議会で説明しました内容については、各町内会長・副会長が必要に応じ町内会役員などと調整や検討を行う時間を設け、次回の協議会に検討結果を報告し、協議会として取り扱いを協議する。

2 . 協議会議事録

議事録は、協議会で検討した要点を分かりやすくするために要約版として取りまとめ、議事録として各委員へ事前配布し意見等を調整し、協議会に諮り決定する。

なお、協議会の議事録、資料などは情報公開制度で請求があった場合、公開の対象となりますので、ご了承ください。

3 . 傍聴者の募集及び扱い等

傍聴者の募集は、市のホームページによる募集とし、傍聴の定員は会場の広さなどから 5 名までとする。

ただし、傍聴希望者が 5 名を超えた場合は抽選とする。

また、傍聴者は協議会での発言は許可しない。

なお、協議内容などに対し、意見書などが届いた場合の対応は、事務局（案）を協議会に諮り対応することを基本とするが、急を要する場合は、協議会の会長・副会長と協議した内容で対応し、その後協議会に報告する。

4 . 協議会委員の追加

追加する協議会委員は、小坂小学校、岩瀬中学校、大船高校、北鎌倉幼稚園から各団体が推薦する人物とする。

5 . 説明会とその時期

トンネルの安全対策内容の地元説明会などは、協議会で検討を重ねた具体策を協議会の了承の基、説明を実施する。

(案)

北鎌倉駅裏トンネルの安全対策協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、北鎌倉駅裏トンネルの安全対策協議会（以下、「協議会」という。）と称し、略称を北鎌トンネル協議会という。

(目的)

第2条 協議会は、北鎌倉駅裏トンネルの安全対策に対する手法について意見をとりまとめ、鎌倉市道路管理者に意見を提言することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 北鎌倉駅裏トンネルの課題を共通理解し、課題解決に向けての協議を行うこと。
- (2) その他目的達成のために必要な事業を行うこと。

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる団体から選出された会員及び地権者をもって構成する。

- 2 委員の任期は、目的を達成する期間を基本とする。ただし、協議会で解散が議決された場合は終了とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、委員の中から選任する。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、目的を達成する期間までとする。また、任期途中で役員を

(案)

交代する場合も同様とする。

(協議会)

第 9 条 協議会は、会長が招集し開催する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、委員が出席できない場合には代理の者を出席させることができる。
- 3 協議会は会長が進行し、協議会の議決は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、会長がこれを決定する。

(情報公開)

第 10 条 協議会の情報は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 協議会の内容が鎌倉市個人情報保護条例 (平成 5 年条例第 8 号) に定める個人情報等に係るものである場合。
- (2) 情報を公開することにより、当該協議会の運営に著しい支障が生じると認められる場合。

(協議会の傍聴)

第 11 条 協議会では傍聴者を認めることとし、傍聴者は事前に事務局へ申し込みを行うものとする。ただし、申し込みが多数の場合には、抽選により傍聴者を決定する。

(事務局)

第 12 条 協議会の事務局は、第 5 条に定める委員が所属する団体の構成員及び鎌倉市都市整備部職員が務める。

(規約の変更)

第 13 条 この規約を変更する場合は、協議会において委員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

(その他)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

付則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

別 表	
区 分	団 体 名 等
自治会・町内会	山ノ内上町町内会
	山ノ内瓜ヶ谷町内会
	山ノ内明月会町内会
	山ノ内中町北町内会
	山ノ内中町南町内会
	山ノ内下町上町内会
	山ノ内下町中町内会
	山ノ内下町下町内会
	市場町内会
	小袋谷町内会
	大船町内会
	高野台自治会
	地権者
東日本旅客鉄道（株）ＪＲ戸塚技術センター	
円覚寺	
雲頂庵	
直近土地所有者	
関連組織	北鎌倉幼稚園
	小坂小学校
	岩瀬中学校
	大船高校
	鎌倉市都市整備部

第1回（仮称）北鎌倉トンネルの安全対策協議会 議事録（案）

次第4 今後の取り組みについて

- （1）協議会の名称は「北鎌倉駅裏トンネルの安全対策協議会」とする。なお、協議会で扱う議題は、北鎌倉駅裏トンネルのみとする。
- （2）協議会は町内会長及び副会長、関係地権者並びに学校関係者を構成員とする。町内会長及び副会長の都合が悪い場合は、町内会員の代理出席を認めることとする。
- （3）協議会の会長は、辻氏、副会長は関口氏、山田氏とする。会長、副会長は協議会の終了まで継続することとする。
- （4）鎌倉市職員の協議会参加として、道路事業を所管する渡辺都市整備部次長の参加が了承された。
- （5）会則は、事務局、会長および副会長で素案を作成し協議会に提示する。
- （6）5人程度の傍聴者の参加を認めることとする。

次第7 質疑応答

- （1）トンネルの応急的な安全対策や内部の舗装の実施を検討する。

次第8 その他

- （1）第2回目の協議会開催は、平成26年3月中旬とする。

以上